

## ガイドヘルパー派遣事業利用の手引き

### ①支給決定内容の確認

#### 【決定の例（抜粋）】

利用決定内容	サービスの種類	決定内容		費用区分	利用者負担上限月額	決定期間
		身体介護	有			
ガイドヘルパー派遣		身体介護	有	7.5%	5,000円	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
		月時間	14時間			
		年間予備時間	20時間			

#### ◆身体介護の有無

－身体介護の有無については、利用者の状況により決定されます。重度と認定された方「有」重度以外と認定された方は「無」と標記されます。

#### ◆月時間

－ひと月に利用できる時間の上限です。

#### ◆年間予備時間

通常の月の上限時間を超えた場合、年間予備時間を利用することができます。

例えば、上表の例ですと、年間予備時間が20時間決定されていますが、7月の夏休み期間に月の支給量14時間を超えて20時間利用したとき、6時間分の年間予備時間を利用することができます。

#### ◆費用区分及び利用者負担上限月額

－費用区分とは、18歳以上の場合本人及び配偶者の所得により決定されます。児童の場合保護者の所得によって決定されます。

税額等による階層区分		費用区分	上限月額
A	利用者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である場合	0円	0円
B	利用者等の当該年度（利用決定のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税が非課税である場合（A階層に該当する利用者等を除く。）	0円	0円
C	利用者等の当該年度（利用決定のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税が均等割のみ課税されている場合（A階層に該当する利用者等を除く。）	報酬単価の5%	1,500円
D	利用者等の当該年度（利用決定のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の所得割の額が右欄のいずれかに該当する場合（A階層に該当する利用者等を除く。）	250,000円以下	報酬単価の7.5%
E		250,001円以上	報酬単価の10%

報酬単価とは、市が事業者を支払う額のことです。

■報酬単価：30分当たり 身体介護有 2,000円 身体介護無 750円

※なお、3時間を超えて継続した事業を行う場合、2,000円を1,500円に、750円を500円にします。

#### ◆自己負担の例

身体介護有の方で、E階層・月に2時間利用を3回（計6時間利用）した場合

(4,000円×2時間) × 10% × 3回 = 2,400円

番号	事業者名	〒	所在地	電話
1	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	270-1166	我孫子1861番地	04(7184)1539
2	アコモードヘルパーステーション	270-1101	布佐1559番地の2	04(7189)5201
3	生活クラブ我孫子介護ステーション「あいの手」	270-1151	本町2丁目6番5号-2D	04(7186)2582
4	福祉サービス「ちひろ」	270-1177	柴崎825番地の3	04(7185)0209
5	セントケア我孫子	270-1143	天王台4-5-1シャット-天王台1F	04(7181)7580
6	NPO 法人 生活支援ホーム「パレット」	270-1119	南新木1-12-1	04(7187)1865
7	㈱ママメイト	270-1143	天王台2丁目2番22号102	04(7139)0950
8	特定非営利活動法人 自立生活センターK2	277-0075	柏市南柏中央5-9 アルバ南柏101	04(7176)8114
9	社会福祉法人 印旛福祉会	270-1616	印旛郡印旛村岩戸2212	0476(99)3033
10	㈱ジャパンケアサービス東日本 ハッピー柏中央・ヘルパーステーション	277-0843	柏市明原3-4-18 えど川ビル2F	04(7141)5013
11	ヘルシーサービス我孫子営業所	270-1176	柴崎台3-10-2-102	04(7186)4126
12	ニチイケアセンター我孫子	270-1151	本町2-5-1	04(7165)9191
13	ニチイケアセンター湖北台	270-1132	湖北台3-3-1-202	04(7181)5280

### 利用の手順

- ①上記に記載されている事業者の中から利用したい事業者を選択し、直接連絡をしてください。
- ②今回送付した決定通知書を基に、事業者から派遣事業に関する説明を受け、契約等を結んでください。
- ③利用者負担額については、ご利用の事業所に直接支払ってください。

### その他

- ①決定された支給量を超えて利用することはできません。
- ②事情により、2社以上の事業者と契約する場合、利用者負担や支給量を相互に管理する必要があることから、複数契約をすることを必ず事業者へ伝えてください。

### 【利用に関するご相談は】

〒270-1192

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 障害福祉支援課

電話： 04-7185-1111 内線381、350

FAX： 04-7183-1158